

私たちが毎月受けとっている賃金は下記のような経緯を踏まえながら決定されています。毎月ただ受けとるだけでなく自分の労働の対価という思いで受けとってもらいたいと思います。

賃金決定の仕組み

私たち公務員は労働者でありながら、労働基本権の一部（争議権）が制約されています。この制約の代償が人事院勧告になります。従って当然のごとく人事院勧告は速やかに実施されるものです。しかし、政府は財政難を理由に過去、値切ったり、実施しなかった事もありました。

人事院勧告が出されてから県内では下記のようにして賃金改定が行われます。労働組合の存在意義が確認できることです。

